

店 舗	住 所	電 話	
佐賀県内	本店営業部	佐賀市松原4-2-12	0952-26-0861
	水ヶ江支店	佐賀市水ヶ江2-16-65	0952-24-0168
	県庁前支店	佐賀市松原1-2-35	0952-23-2279
	木原支店	佐賀市木原3-4-1	0952-24-4101
	神野支店	佐賀市神野東2-2-1	0952-31-0121
	佐賀北支店	佐賀市高木瀬西5-14-1	0952-31-3315
	若宮支店	佐賀市若宮2-12-1	0952-31-7731
	兵庫支店	佐賀市兵庫南2-15-38	0952-29-3857
	佐賀西支店	佐賀市長瀬町3-3	0952-24-0361
	川副支店	佐賀市川副町大字鹿江628-3	0952-45-1345
	大和支店	佐賀市大和町大字尼寺1326-1	0952-62-1256
	三瀬支店	佐賀市三瀬村三瀬2769-10	0952-56-2310
	小城支店	小城市小城町新小路274-1	0952-73-3151
	神埼支店	神埼市神埼町田道ヶ里2270-1	0952-52-4215
	千代田支店	神埼市千代田町直鳥444-1	0952-44-3581
	鳥栖支店	鳥栖市元町丁の坪1360-1	0942-82-4188
	江見支店	三養基郡みやき町大字市武1419-8	0942-96-3355
	三田川支店	神埼郡吉野ヶ里町吉田839-1	0952-53-1086
	基山支店	三養基郡基山町大字宮浦257-10	0942-92-1232
	弥生が丘支店	鳥栖市弥生が丘2-13	0942-82-8151
	武雄支店	武雄市武雄町大字富岡7776-12	0954-22-3165
	嬉野支店	嬉野市嬉野町大字下宿乙2202-62	0954-43-1210
	鹿島支店	鹿島市大字高津原4400-1	0954-62-4146
白石支店	杵島郡白石町大字甘治1556-2	0952-84-3631	
江北支店	杵島郡江北町大字山口1355-1	0952-86-3141	
福富支店	杵島郡白石町大字福富1420	0952-87-3651	
唐津支店	唐津市本町1950	0955-73-4161	
多久支店	多久市北多久町大字小侍1089-6	0952-75-3151	
伊万里支店	伊万里市新天町522-2	0955-23-2181	
有田支店	西松浦郡有田町本町丙1066	0955-42-5111	
きょうぎんプラザ コンシェルジュ兵庫	佐賀市兵庫南2-15-38	0952-29-3857	
きょうぎんプラザ コンシェルジュ弥生が丘	鳥栖市弥生が丘2-13	0942-82-8151	
福岡県内	福岡支店	福岡市博多区綱場町7-1	092-281-2236
	久留米支店	久留米市原古賀町28-10	0942-33-3168
	飯倉支店	福岡市早良区飯倉7-32-10	092-871-2833
	大野城支店	大野城市若草3-2-18	092-596-5639
福岡地区営業本部	福岡市博多区綱場町7-1	092-281-2243	
長崎県内	佐世保支店	佐世保市島瀬町7-17	0956-23-0171


MINI DISCLOSURE

2013 ミニディスクロージャー

THE SAGA KYOEI BANK, LTD.

【平成25年3月期 営業のご報告】

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

 佐賀共栄銀行

URL <http://www.kyogin.co.jp>

〒840-0831 佐賀市松原四丁目2番12号

TEL 0952-26-2161 (代表)

1. 収益の状況

経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金が前年度を上回りました。一方、国債等債券売却益が減少したことにより、前年度比3千2百万円減少し57億8千2百万円となりました。

経常費用は、株式等償却や株式等売却損の減少等により、前年度比1千3百万円減少し52億8千万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比1千9百万円減少し5億2百万円となりました。当期純利益は固定資産の減損損失の計上を行った前年度に比べて、5千4百万円増加し2億1千8百万円となりました。

●損益状況と不良債権処理額の推移

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
経常利益	632	522	502
当期純利益	235	164	218
コア業務純益	856	775	898
総与信費用	206	△31	487

*コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券損益

*総与信費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額

2. 預金・預り資産、貸出金の状況

預金につきましては、前年度比15億3千2百万円減少し2,087億6百万円となりました。

預り資産につきましては、前年度比10億1千7百万円増加の408億3千4百万円となりました。

貸出金につきましては、不動産業・物品賃貸業向け貸出が増加したことなどにより、前年度比35億8千6百万円増加し、1,637億6千1百万円となりました。

佐賀県内への貸出金は1,322億1千8百万円であり、貸出金の80.7%が地元向け貸出金となっています。

●預金及び預り資産、貸出金の残高の推移

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
預金	214,978	210,238	208,706
預り資産	38,075	39,816	40,834
貸出金	163,805	160,174	163,761
佐賀県内への貸出	132,140	130,747	132,218

3. 自己資本比率の状況

平成25年3月期における自己資本比率は8.76%となりました。

自己資本比率は国内基準で必要とされている4%を大幅に上回る水準を長年に亘り維持しており、経営の健全性は高く、安心してお取引いただける水準にあります。

当行は今後も財務基盤の強化に努めてまいります。

●自己資本比率の推移

(単位:%)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
自己資本比率	8.92	9.12	8.76

*自己資本比率とは、総資産に対する自己資本(資本金や引当金等)の割合を示すもので、金融機関の財務の健全性を判断する重要な指標となっています。

当行のように海外に営業拠点を持たない銀行は4%以上(国内基準)を維持することが義務づけられています。

4. 不良債権の状況

平成25年3月末の金融再生法開示債権残高は、中小企業金融円滑化法の趣旨に基づくコンサルティング機能の発揮等、経営改善・事業再生支援及び不良債権の最終処理を進めた結果、金融再生法開示債権残高及び金融再生法開示債権比率が前年度に比べ減少しました。

当行は、「地域と共に栄える銀行」を経営理念としており、地域経済への貢献に重点を置いて、取引先企業の経営改善及び再生支援に注力するとともに、不良債権の圧縮に努めてまいります。

●金融再生法に基づく開示基準による資産内容

(単位:百万円)

	平成25年3月末				
	債権残高 A	担保等による 保全額 B	貸倒引当金 C	保全額 D=B+C	保全率(%) D/A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,312	1,368	1,944	3,312	100.00%
危険債権	7,573	5,335	1,488	6,823	90.10%
要管理債権	948	445	80	526	55.43%
合計	11,834	7,150	3,512	10,662	90.09%

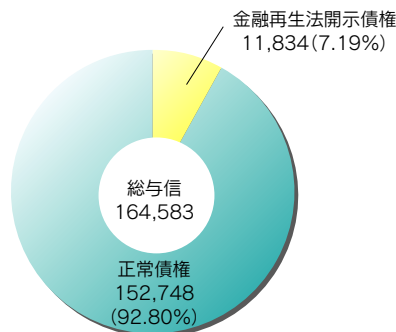
●不良債権(金融再生法開示債権)の推移

(単位:百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
金融再生法開示債権残高	14,483	13,305	11,834
金融再生法開示債権比率	8.79%	8.26%	7.19%

●総与信に占める金融再生法開示債権の残高と比率

(単位:百万円)



金融再生法に基づく開示基準の概要

- ◆総与信…貸出金、外国為替、支払承諾見返、未収利息、仮払金、貸付有価証券
- ◇破産更生債権及びこれらに準ずる債権…経営が破綻した取引先への債権
- ◇危険債権…経営状態が悪化し、経営は破綻していないまでも約定どおりに返済できない可能性が高い取引先への債権
- ◇要管理債権…元金または利息の支払が3ヵ月以上遅れている貸出金と、貸出条件を緩和している債権(上記2債権を除く)

■備考:記載金額、比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 財務諸表

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	平成25年3月期
【資産の部】	
現金預け金	6,485
商品有価証券	8
有価証券	57,014
貸出金	163,761
その他資産	536
有形固定資産	4,085
無形固定資産	90
繰延税金資産	138
支払承諾見返	694
貸倒引当金	△4,104
資産合計	228,709
【負債の部】	
預金	208,706
借入金	4,670
社債	800
その他負債	563
賞与引当金	98
退職給付引当金	689
役員退職慰労引当金	204
睡眠預金払戻損失引当金	92
再評価に係る繰延税金負債	496
支払承諾	694
負債合計	217,017
【純資産の部】	
資本金	2,679
資本剰余金	1,259
資本準備金	1,259
利益剰余金	5,673
利益準備金	704
その他利益剰余金	4,968
別途積立金	4,367
繰越利益剰余金	600
自己株式	△52
株主資本合計	9,559
その他有価証券評価差額金	1,401
土地再評価差額金	731
評価・換算差額等合計	2,133
純資産合計	11,692
負債及び純資産の部合計	228,709

★貸借対照表とは？

企業の財政状況を表したものです。「資産の部」で資金をどのように運用しているのかを表し、「負債の部」、「純資産の部」で資金をどのように調達したかを表しています。

★資産の部とは？

「貸出金」、「有価証券」など、資金の運用や保有財産の状況を示しています。

★負債の部とは？

「預金」、「退職給付引当金」などの資金の調達や引当金の状況を示しています。

★純資産の部とは？

株主の皆さまから出資いただいている「資本金」、これまで蓄えてまいりました「利益剰余金」等を示しています。



★損益計算書とは？

企業の経営成績を表したものです。営業活動の結果、どのようにして利益をあげたのかが表されています。

★経常収益とは？

銀行の通常業務で発生する収益を表したもので、一般企業の「売上高」にあたります。

★経常費用とは？

銀行の通常業務で発生する費用を表したものです。



★経常利益とは？

銀行の通常業務での利益を表したもので、経常収益から経常費用を控除した利益のことです。

★当期純利益とは？

経常利益から特別損益及び税金費用を考慮して算出したもので、銀行は当事業年度中に得た利益となります。

損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日) (単位:百万円)

科目	平成25年3月期
経常収益	5,782
資金運用収益	4,760
貸出金利息	3,845
有価証券利息配当金	903
役員取引等収益	613
その他業務収益	152
その他経常収益	255
経常費用	5,280
資金調達費用	185
預金利息	163
役員取引等費用	471
その他業務費用	48
営業経費	3,924
その他経常費用	650
経常利益	502
特別利益	6
特別損失	0
税引前当期純利益	508
法人税、住民税及び事業税	12
法人税等調整額	277
法人税等合計	290
当期純利益	218

■備考:記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

■備考:記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 金融円滑化への取組み

当行は経営理念である「地域と共に栄える銀行」を基に、地域で一番「信頼感」「存在感」そして「活力」のある銀行を目指し、積極的に金融仲介機能を発揮し、経営相談や経営改善支援を含む地域密着型金融の推進により、地域社会へ貢献することに努めております。

平成25年3月末で中小企業金融円滑化法は期限を迎えましたが、期限到来後も当行における金融円滑化の対応方針に変わりはありません。これまでと同様、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更、及び経営課題の解決に向けた積極的な支援等を適切に対応してまいります。

■平成24年度に取組んだこと

中小企業者及び住宅ローンをご利用のお客さまから返済条件変更等のお申込みに対し、事業の改善もしくは再生の可能性、その他の状況を勘案し、できる限り返済条件変更等に対応いたしました。また、経営改善支援については、平成24年11月には「さがん中小企業ネットワーク会議」への参加、12月には「さが事業再生ファンド」の組成等、外部専門家・外部機関との連携を図りました。

医療・介護・農業・再生可能エネルギーなどの成長が見込まれる分野への支援等に積極的に取り組みました。

■平成25年度に取組むこと

中小企業金融円滑化法は終了しましたが、金融円滑化の対応方針は変わりません。これまでと同様にお客さまからの資金需要や貸付条件の変更に適切に対応してまいります。また、お客さまの経営課題の解決に向けた積極的な支援等を外部専門家・外部機関等と連携を図りながら取り組み、地域の活性化を図っていきます。

中小企業者の経営支援に関する取組方針

お客さまからの経営改善のご相談に対しては、営業店で経営改善支援に向けたご相談をお受けするほか、必要に応じて、本部所管部による経営改善計画策定の支援や、営業店と本部所管部による継続的なサポートに努めるとともに、必要に応じて助言・支援を行い、経営改善・再生に向けてコンサルティング機能を発揮してまいります。

中小企業者の経営支援に関する態勢整備

当行は、中小企業のお客さまに対しチームとして専門性の高い支援を行うことができる態勢が整っている機関として、「経営革新等支援機関」の認定を国から受けました。また、お客さまの経営改善を行うため、次の外部専門家・外部機関等と連携して対応してまいります。

- ・佐賀県信用保証協会
- ・佐賀県中小企業再生支援協議会（経営改善支援センターを含む）
- ・さが事業再生ファンド
- ・さがん中小企業支援ネットワーク会議（会員を含む）
- ・地域経済活性化支援機構
- ・認定支援機関 ほか

中小企業者の経営支援に関する取組状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・医療・介護分野に対する資金需要へ対応しています。
- ・「さがん再生可能エネルギー支援貸付」を平成25年4月に新設し、再生可能エネルギーに対し積極的に取り組んでいます。
- ・補助金・制度融資等におけるお役立ち情報を発信いたします。

②成長段階における支援

- ・ビジネスマッチング
商品サービスの販路開拓などニーズに合わせた情報の提供を行います。
- ・制度融資等の活用
新保証制度（継続型短期ファイブ保証、設備協調スクラム保証：佐賀県信用保証協会）等の積極的な活用を行います。

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

経営改善計画を策定するご意思のあるお客さまから要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援するよう努めます。また、必要に応じて、経営改善支援等を所管する本部関係部署が営業店と共にお客さまの経営改善計画策定を支援する取組みを行ってまいります。

地域の活性化に関する取組状況

外部提携機関等と連携し、ビジネスマッチングや事業継承支援等に取り組んでまいります。また、医療・介護・農業・再生可能エネルギーなどの成長分野への支援等も積極的に取り組んでまいります。

■当行ホームページへの掲載

平成25年3月末で中小企業金融円滑化法は期限を迎えましたが、期限到来後も当行における金融円滑化の対応方針に変わりはありません。

金融円滑化の基本方針・金融円滑化に係る体制・金融円滑化の体制の概要・金融円滑化期限到来後の当行の対応については店頭又はホームページにて閲覧可能です。



7. 第10次中期経営計画

平成25年4月から2年間を対象とした第10次中期経営計画をスタートいたしました。当行の経営理念である「地域と共に栄える銀行」を基に、お客さまの生涯のパートナーバンクとして当行を選んでいたきたいとの強い思いから今回のテーマを「お客さまと未来へ。マイ・パートナー・バンク きょうぎん」といたしました。

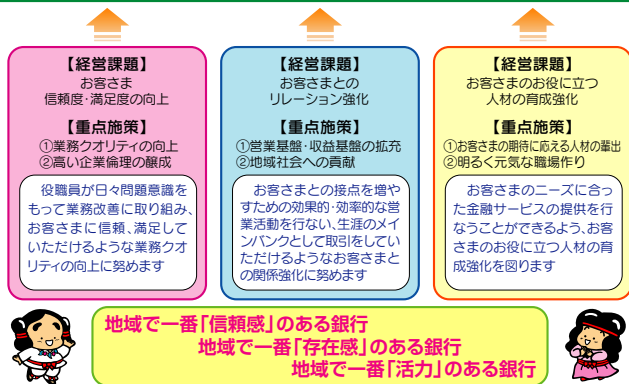
地域のお客さまの期待に応え、地域のお客さまと共に栄えていくために、そして元気な銀行にしていけるために、地域で一番「信頼感」「存在感」そして「活力」のある銀行を目指し、役職員一丸となって取組んでまいります。

第10次中期経営計画

【計画期間】平成25年4月～平成27年3月】

「お客さまと未来へ。マイ・パートナー・バンク きょうぎん」

息の長いお取引をしていただけるお客さまを増やし、パートナーバンクとしての当行の存在感を高め、確固たる経営基盤を強化していく2年間



8. ホスピタリティ

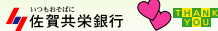
当行は、平成22年2月に「ホスピタリティ宣言」を行っており、常にお客さまを第一に考え、お客さまにご満足いただける銀行づくりを目指しております。

「ホスピタリティ」とは「思いやり」や「心からのおもてなし」と訳されます。

当行は、地域金融機関として様々な金融サービスを提供するだけでなく、サービスの提供の仕方にこだわり、全身全霊を傾けてお客さまのことを考え、「心からのおもてなし」を実践してまいります。

ホスピタリティ宣言

私たちは、「おもてなしの心♥ホスピタリティ」を持ってお客さまに接してまいります。常にお客さまを第一に考え、お客さまにご満足いただける銀行づくりを目指しております。お気づきの点がございましたら、ご遠慮なくお申し付け下さい。



9. きょうぎん再生可能エネルギー支援貸付

佐賀県・福岡県及び長崎県の再生可能エネルギー事業を積極的に支援するため、「きょうぎん再生可能エネルギー支援貸付」を創設いたしました。

当行では、これまでも再生可能エネルギーに対する積極的な取り組みを実施してまいりましたが、「きょうぎん再生可能エネルギー支援貸付」を新たに創設することで、これまで以上に幅広く「再生可能エネルギー事業」への支援が可能となります。本支援貸付制度を通じて地域資源を活用した再生可能エネルギー事業を支援育成し、引き続き地域経済の活性化に貢献してまいります。

10. トピックス

■佐賀県共同募金会へ義援金贈呈

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」で被災された方々の復興支援に資することを目的として、平成25年3月27日、佐賀県共同募金会へ義援金の贈呈を行いました。

この義援金は、「がんばろう日本」～東日本大震災復興支援型Ⅳ～を平成24年11月1日から平成25年1月31日の期間に販売し、期間中に預け入れいただきましたご預金の総額に一定割合を乗じた額を、東日本大震災で被災された方々の復興支援のための義援金として佐賀県共同募金会へ贈呈を行ったものです。



■次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんマーク」の取得

当行は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき平成25年4月25日、厚生労働省佐賀労働局より男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組みを行った企業として認定を受け、認定マーク（愛称くるみん）を取得しました。この認定は、育児支援のための環境整備を行動計画として策定・実施し、基準を満たした企業が取得できるものです。



当行では、理由を問わず子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業を取得できる制度を導入しました。また、全行員を対象にした年次有給休暇取得促進、子育て世代の短時間勤務制度、時間外労働の削減等働きやすい職場環境に配慮した取組みを行いました。更に、育児や介護等の理由で退職した行員を再雇用する「きょうぎんジョブ・リターン制度」（退職者再雇用制度）を導入し、多様な働き方の環境整備を図りました。

当行では、引き続き「働き甲斐ある職場作り」を目指し、更なる制度の充実、職場環境の改善に取組んでまいります。



■きょうぎんビジネスクラブ講演会

平成25年3月8日、きょうぎんビジネスクラブを二部構成で開催いたしました。

第一部では、公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団専務理事北村信氏をお迎えし、「心と体にやさしい重粒子線がん治療」と題し、鳥栖市のがん治療センターのプロジェクト及び特徴について講演を賜りました。

第二部では、G. R. CRAFT代表取締役川雅之氏、(株)九州構造設計専務取締役牟田口茂人氏、(株)KMTec代表取締役久米祐介氏をお迎えし、「ビジネスプラン発表会」として、3社さまによる特性・技術を活かされた商品等のプレゼンを行っていただきました。

当日は、ビジネスクラブ会員とオープン参加の合計約80名のお客さまが参加され、熱心に聞き入っておられました。

きょうぎんビジネスクラブでは、セミナーやビジネスマッチング等、地域の事業者さまのお役に立つサービスの提供に努めています。

11. 商品のご案内

■セブン銀行ATMの手数料

(平成25年4月30日現在)



当行のキャッシュカードは、佐賀県内はもちろん全国のセブン・イレブンに設置されたATMで365日、ほぼ24時間ご利用いただけます。また、平日の8:45～18:00は手数料無料としており、深夜の時間帯を除き当行ATMとはほぼ同条件でご利用いただけます。

■きょうぎん投信パック“2つの果実”



お客さまの資産運用の要望に幅広くお答えできるよう、「投資信託」と「定期預金」を組み合わせた商品「きょうぎん投信パック“2つの果実”」の取扱いを平成25年4月より開始いたしました。個人の方を対象として投資信託(25万円以上)と定期預金(25万円以上)の合計50万円からお申込みいただけます。定期預金につきましては、同時にお申込み頂く投資信託の購入金額と定期預金の預入期間によって金利が異なります。

■カードローン「きょうぎんスピード王MAX」



平成23年12月から取扱いを開始したカードローン「きょうぎんスピード王MAX」は、資金使途自由(但し、事業または設備資金は除く)で、借入金利12.0%～14.5%(固定金利・保証料含む)、最高300万円までお申し込みいただけます。

また、本商品は、インターネット(パソコン・携帯電話)やFAXを利用して24時間お申込が可能で所定の条件を満たす場合、最短で即日ご融資が可能となっております。

詳しくは当行ホームページ、パンフレットをご覧ください。最寄の店頭窓口までお尋ね下さい。

12. 当行の概要、役員・株式のご案内

■当行の概要 (平成25年3月31日現在)

商号	株式会社 佐賀共栄銀行 (THE SAGA KYOEI BANK,LTD.)
設立	昭和24年12月
本店所在地	佐賀市松原四丁目2番12号
預金	2,087億円
貸出金	1,637億円
店舗数	35店舗
行員数	399名



■役員 (平成25年4月1日現在)

取締役頭取 (代表取締役)	山本 孝之
専務取締役 (代表取締役)	松尾悠一郎
常務取締役	井手 一文
取締役	大島 英明
取締役	諸島 俊明
取締役	武藤 明彦
取締役	石井 睦哲
取締役	平松 正一
常勤監査役	坂本 信彦
監査役	山本 満
監査役	江崎 匡慶

■株式の状況 (平成25年3月31日現在)

発行済株式総数	22,034,500株
平成25年3月31日現在株主数	1,293名

■株式のご案内

・事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

・定時株主総会 毎年6月

・配当金

①期末配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、定時株主総会終了後ご指定の方法によりお支払いいたします。

②中間配当金をお支払いする場合は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、ご指定の方法によってお支払いいたします。

・基準日

定時株主総会の基準日については3月31日といたします。その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。

・株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

・同事務取扱場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

・同取次所

三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店

・公告方法

電子公告により行います。
(<http://www.kyogin.co.jp/>)

但し、やむを得ない事由が生じたときは、佐賀新聞および西日本新聞に掲載致します。